

南米本部町出身子弟研修生受け入れ事業に係る 企画提案仕様書

1 委託業務名

令和7年度南米本部町出身子弟研修生(ペルー)受け入れ事業

2 目的

この事業は、南米本部町出身子弟研修生受け入れ基金条例(平成5年本部町条例第11号)第6条に基づき、南米に在住する本部町出身者の子弟を研修生として受け入れ、子弟の人材育成を図るとともに南米諸国との友好親善に資することを目的とする。

3 期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

令和7年度南米本部町出身子弟研修生(ペルー)(以下「研修生」という。)について、その入国から出国までを支援するため、受入に必要な事項のうち、次の(1)から(10)の業務を実施すること。また、これらを踏まえ、スケジュールや実施体制、交流イベント、町内研修等の内容について提案すること。

- (1) ペルー共和国から受け入れ予定である研修生2名の手続きを行うこと。
- (2) 研修生及び受入先との調整、入学手続き等に関する業務
 - ① 研修期間は、2025年9月中旬から2026年2月中旬までの原則5か月とする。
 - ② 「日本語の授業」は、名桜大学で履修させることに留意すること。
※研修生からの希望があれば「日本・沖縄の伝統芸能に関する授業」に関して、受講可能である。ただし、日本語授業を優先すること。
 - ③ 研修生の希望を聴取し、語学レベルやスキル等を勘案して名桜大学と日本語授業の調整するとともにその手続きをすること。
 - ④ 大学検定費用、入学費用、授業料は授業単位数によって異なるため目安として、121,000円(税込)／2名分程度を見込むこと。
- (3) 入国・在留の手続き・手配及び往復航空券の手配等に関する業務
 - ① 入国、在留に関する一切の手続きを行うこと(ペルー～沖縄間の宿泊手配も含む)。
 - ② 入国、帰国時期を調整した上で、航空券の手配を行うこと。
- (4) 住居の手配等、滞在中の生活支援に関する業務
 - ① 研修生の生活費については以下の金額を見込むこと。

(ア) 支度料	5万円／1名
(イ) 月額生活費	15万円／1名
(ウ) 名桜大学寮 保証金	2万3千円／1名
 - ② 住居は原則名桜大学留学生センターとし、住居、水道・光熱費の契約手続きのサポートを行うこと。なお、研修生がそれぞれ指定の場所に支払いを行う。
 - ③ 滞在中に必要な国民健康保険、傷害保険の手続きや支払いを行うこと。
 - ④ 滞在中の生活に対して助言や指導を行うこと。

- (5) 定期的な研修生との面談
- ① 必要に応じて研修生と面談し、研修中の不安や悩み等がないか確認し、サポートを行うこと
 - ② 月に1度、本部町役場企画商工観光課へ研修性の状況報告をすること。
- (6) 研修生と町民との交流の推進に関する業務
- 研修生と町民との交流の機会を増やすため、下記に記載のある本部町のイベントには原則参加させること。※イベントの時期は確定ではありません。

イベント

- ① 豊年祭（9月）
- ② 本部町老人スポーツ大会（11月）
- ③ もとぶ文化観光フェスタ（むとうぶの伝統芸能祭）（11月）
- ④ もとぶの食と文化フェスティバル（12月）
- ⑤ 本部町八重岳桜まつり（1月）
- ⑥ もとぶ文化観光フェスタ（闘牛編）（2月）
- ⑦ その他町長が必要と認めるイベント

- (7) 沖縄の歴史・文化・習慣の理解促進のための町内研修に関する業務
- ① 本部町内にて三味線研修を実施すること（三味線は町内で調達すること）。
 - ② その他、本事業を効果的に推進するうえで必要な研修について企画し、本部町と協議の上、実施すること。
- (8) 歓迎会、オリエンテーション、修了式等の開催
- ① 入国時には那覇空港で迎えるとともに、歓迎会やオリエンテーションを実施すること。
 - ② オリエンテーションや歓迎会、修了式、本部町のイベント参加時には送迎を行うこと。
 - ③ 研修生に研修報告書の作成依頼及び、作成のサポートを行い、町長へ提出（研修報告書提出日は1月末まで）とする。
 - ④ 研修終了予定の2月修了式には、研修期間で学んだことを披露する場であるため、その準備から実施までを行うこと。
 - ⑤ 研修生が帰国する際には那覇空港でお見送りすること。
- (9) 研修生の帰国に関する業務
- ① 帰国に際して必要となる手続きやその支援を行うこと。
 - ② 帰国する際の荷物超過について、1人1万5千円まで補助する。
- (10) その他、本部町が指示する事項
- ① 研修生が安心して滞在できるよう災害時、緊急時などの支援を本部町と協議の上、実施すること。
 - ② その他、本事業を効果的に推進する上で必要な事項について、本部町と協議の上、実施すること。

※補足 「研修生の募集及び選考に関する業務」は本部町が直接行う。

5 事業予算額

- (1) 総額 7,290,000 円（税込）の範囲で見積もること。ただし、この金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。
- (2) 委託料は、業務完了後、実績報告に基づいて額の確定を行い、精算払いとする。
- (3) 積算の費目は、次のとおりとする。
 - ① 直接人件費
 - ② 直接経費（①名桜大学授業に係る経費②入国・在留の手続き・手配及び往復航空券の費用（ペルー～沖縄間に係る経費）③住居の手配・生活支援費④保険料、町内研修費⑥歓迎会経費⑦修了式経費⑧その他経費）
 - ③ 一般管理費（人件費・事業費）×10%以内
 - ④ 消費税（10%）

6 実施体制

- (1) 受託者の体制は次の条件を満たすこと。
 - ① 本業務の責任者として、プロジェクト全体の管理責任者を配置すること。
 - ② 本業務に必要な要員を2名以上配置すること。（専任、兼任問わない）
 - ③ 本業務への従事者の語学力については基準を設けないが、外部委託等も含めて、スペイン語・ポルトガル語に対応可能な体制を構築すること。
 - ④ 定期的及び緊急時において迅速に本部町との連絡可能な体制を整備すること。

7 個人情報の保護

受託者は、個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取扱いについて、本部町個人情報保護条例（平成16年3月31日 条例第14号）に基づき、遵守しなければならない。

8 協議

本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施にあたり必要となる事項については、本部町と協議のうえ決定する。

9 成果物

- (1) 上記4「業務内容」に記載の項目を網羅した「事業実績報告書」を作成すること（経費の証憑書類も添付すること）。出来るだけ写真などを多用し、研修中の様子が分かりやすい構成に務めること。
- (2) 紙媒体で1部、電子データ（PDF形式、カラー）一式をデータで提出すること。

10 備考

- (1) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算、その他諸事情により変更することがある。
- (2) 感染症等の影響により、事業の一部又は全部を中止する必要がある場合は、別途協議の上、決定するものとする。

11 問い合わせ先

〒905-0292 沖縄県国頭郡本部町字東5番地（本部町役場2階）

本部町役場 企画商工観光課 総合企画班 崎浜

T E L : 0980-47-2702 E-mail: kikaku@town.motobu.okinawa.jp